

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丙鑑発第21号、丙刑企発第89号
丙組企発第58号、丙生企発第73号
丙交企発第76号、丙備企発第130号
丙外事発第60号

平成31年3月29日
警察庁刑事局長
警察庁生活安全局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長

デジタルカメラで撮影した写真の活用について（通達）

犯罪捜査に従事する警察職員が職務上デジタルカメラで撮影した写真の捜査書類への活用については、「デジタルカメラで撮影した写真の活用について（通達）」（平成25年5月31日付け警察庁丙鑑発第10号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、運用してきたところであるが、当面、下記のとおりとするので、引き続き、適切な運用を図られたい。本通達については、最高検察庁と協議済みである。
なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 目的

犯罪捜査に従事する警察職員が職務上デジタルカメラで撮影した画像情報の電磁的記録（以下「画像ファイル」という。）及びその記録に使用する専用の外部記録媒体（以下「画像ファイル媒体」という。）の取扱いについて必要な基本的事項を定め、もって撮影行為により機械的に作成された画像ファイルが一切編集、加工及び消去されないまま記録・保管されていることを担保することにより、デジタルカメラを犯罪捜査に活用することを目的とする。

2 画像ファイルの原本性の確保

画像ファイルを印画した写真を証拠として捜査書類に貼付する場合等には、公判等で当該写真の真正（撮影した対象の客観的な状況を機械的に記録したものであり、何ら恣意的な改変等が加えられていないこと）を疑われることのないように、次のとおり必要な措置を講じて、撮影により記録されたまま一切編集、加工及び消去されていない画像ファイル（以下「原画像ファイル」という。）を確保しておかなければならない。

(1) 原画像ファイルを記録し、保管するための画像ファイル媒体（以下「原本

媒体」という。)には、構造上、記録した原画像ファイルの編集、加工及び消去が不可能なものを使用すること。

- (2) 原本媒体に原画像ファイルを記録するまでの過程において、編集、加工及び消去の可能性を排除するための方策を講じること。そのため、原本媒体の作成過程においては、原画像ファイルの暗号化を行わないものとする。

3 画像ファイル媒体の管理

(1) 適正管理

画像ファイル媒体は、滅失、毀損、変質、混合又は散逸することのないよう、定められた方法により、適切かつ組織的に管理し、個人でこれらを保管してはならない。

なお、画像ファイル媒体には専用のもを使用することとし、その他の目的で利用する外部記録媒体と明確に区別して管理しなければならない。

(2) 管理体制の確立

次のとおり、画像ファイル媒体の管理責任者等を設置し、管理体制を確立するものとする。

ア 管理責任者

(ア) 画像ファイル媒体を総括的に管理する者として、警察本部事件担当課（本部執行隊を含む。）及び鑑識課（以下「事件担当課等」という。）並びに警察署に管理責任者を置く。

(イ) 管理責任者は、警察本部にあつては事件担当課等の長及び警察署にあつては警察署長をもってそれぞれ充てる。

イ 取扱責任者

(ア) 管理責任者を補佐し、画像ファイル媒体を管理する者として、警察本部事件担当課等及び警察署に取扱責任者を置く。

(イ) 取扱責任者は、警察本部事件担当課等及び警察署の事件捜査を担当する課の捜査幹部（警部相当職以上の者）をもって充てる。

ウ 取扱補助者

(ア) 取扱責任者の命を受け、画像ファイル媒体の管理を補助する者として、警察本部事件担当課等及び警察署の事件捜査を担当する課に取扱補助者を置く。

(イ) 取扱補助者は、取扱責任者が指定する者をもって充てる。

(3) 庁舎外への持ち出しの禁止

原本媒体の庁舎外への持ち出しは禁止する。ただし、取扱責任者が、業務上やむを得ないものであり、かつ持ち出す原本媒体が必要最低限であることを確認した場合は、この限りではない。

(4) 保管設備

画像ファイル媒体の保管設備については、施錠機能がある保管庫等とする。

4 原本媒体の保管期間

原本媒体の保管期間は、判決確定時又は公訴時効完成時までとする。ただし、特に必要と認める場合は、同期間を超えて保管することができる。

5 原本媒体の廃棄

原本媒体を廃棄する場合には、裁断その他の方法により、記録された原画像ファイルを復元できないようにしなければならない。

6 その他

- (1) 本通達の実施に必要な細目的事項については、警察庁刑事局犯罪鑑識官及び関係課長が定める。
- (2) 本通達は、所定の手続の下で捜査におけるデジタルカメラの活用範囲の拡大を認めるものであり、従来の態様によるいわゆるフィルムカメラ及びデジタルカメラの活用を否定するものではない。